

農業の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
新規就農相談		
農林水産省 経営局就農・女性課 就農促進グループ	03-3501-1962	〒100-8950 東京都千代田区 霞が関1-2-1 中央合同庁舎第1号館
受付時間 平日 10:00~12:00、13:00~18:00 (祝祭日を除く)		
関東農政局 経営・事業支援部 経営支援課	048-740-0394 (直通) または 048-600-0600 (内線3834)	〒330-9722 さいたま市中央区 新都心2-1 さいたま新都心合同庁 舎2号館
受付時間 平日 9:00~12:00、13:00~17:00 (祝祭日を除く)		
群馬県農政部 農業構造政策課	027-226-3064	〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 群馬県庁本庁舎19階 南側
就農相談窓口では、農業に興味がある方から本気で農業を目指す方まで様々な相談を受けています。ぜひ、ご相談ください。最寄りの農業事務所普及指導課・地区農業指導センターでも相談を受けています。 (注) 農業事務所普及指導課・地区農業指導センターの所管区域は、 ○ページ~○ページ参照		
一般社団法人 全国農業会議所 全国新規就農相談 センター	03-6910-1133	〒102-0084 東京都千代田区 二番町9-8 中央労働基準協会ビル 2階 全国農業会議所
<p>(概要)</p> <p>「農業を始めるには何をすればいいのか?」「どのようにしたら農地を取得できるのか?」「活用できる補助金・支援制度はないか?」などの相談を受け、また各都道府県にある相談センターとのネットワークを活かした地域ごとの情報を提供しています。</p> <p>受付時間 平日 10:00~17:00 (相談開始は基本、10:00・13:00・15:00の3枠)</p> <p>※事前の電話予約要。専門の相談員が対応。</p>		

農業の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
一般社団法人 群馬県農業会議	027-280-6171 (代表)	〒371-0854 前橋市大渡町1-10-7 群馬県公社総合ビル 5階南側
公益財団法人 群馬県農業公社	027-251-1220	〒371-0852 前橋市総社町総社 2326-2 (群馬県蚕糸技術セン ター内)
<p>県青年農業者等育成センターとして、就農を希望する青年等に対して就農啓発や就農相談等の支援活動を行うとともに、無料職業紹介活動にも取り組みます。</p>		
移住・交流情報 ガーデン ワンストップ移住支 援窓口	03-3548-8192 (案内のみ)	〒104-0031 東京都中央区 京橋1-1-6 越前屋ビル1階
<p>(概要) 地方への移住・交流についての一般的な相談、お問い合わせに相談員が対応します。 また、しごと情報や就農支援情報などは専門の相談員が対応します。 お気軽にご利用ください。 受付時間 平日11:00~21:00 土日祝11:00~18:00 [休館日] 月曜</p>		
農地転用・農地あっせん		
群馬県 農政部農業構造政策 課	027-226-3021	〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 群馬県庁本庁舎19階 南側
<p>群馬県知事の権限に属する4ヘクタール以下の農地転用許可に係る事務・権限について、12市1町（前橋市、高崎市、桐生市、伊勢崎市、太田市、沼田市、館林市、渋川市、藤岡市、富岡市、安中市、みどり市、甘楽町）に移譲しています。そのため、権限移譲を受けている市町の農地（4ヘクタール以下で市町の区域外にわたらないもの）を転用する場合には、農業委員会の許可になります。</p> <p>4ヘクタール超の農地について、知事が転用許可をしようとする場合には、あらかじめ農林水産大臣に協議することとされています</p> <p>具体的な相談は、各市町村の農業委員会にお願いします。</p> <p>(注) 市町村役場は、364 ページ~365ページ参照</p>		

農業の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
公益財団法人 群馬県農業公社	027-251-1220	〒371-0852 前橋市総社町総社 2326-2 (群馬県蚕糸技術セン ター内)
農業技術・経営相談		
群馬県 農政部技術支援課 普及指導室経営技 術係	027-226-3068	〒371-8570 前橋市大手町1-1-1 群馬県庁本庁舎19階 南側
<p>最寄りの農業事務所普及指導課・地区農業指導センターでも相談を受けています。</p> <p>(注) 農業事務所普及指導課・地区農業指導センターの所管区域は、356ページ～360ページ参照</p>		
農業者のための労働災害補償保険特別加入制度		
労災保険相談ダイ ヤル	0570-006031	/
申請書の記載方法、支給要件、給付内容等、一般的な制度についてのお問い合わせ		
群馬労働局 労働基準部	027-896-4738 (労災補償課)	〒371-8567 前橋市大手町2-3-1 前橋地方合同庁舎8階
<p>労災保険は、本来、労働者の負傷、疾病、障害、死亡などに対して保険給付を行う制度ですが、加入義務のない農業者の方も、一定の要件のもとに特別加入という形で任意加入できます。①特定農作業従事者、②指定農業機械作業従事者、③中小事業主特定農作業従事者または、指定農業機械作業従事者の方は、JA等の特別加入団体を通じて加入申請してください。また、中小事業主の方は、労働保険事務組合を通じて加入申請をお願いします。</p> <p>(注) 特定作業従事者が特別加入をする場合、特別加入をしようとする者が構成員となる団体に加盟することが必要になります。農業であれば通常、各農協が事務組合又は特別加入団体となっているところが多いと思いますので、加入の際は群馬労働局、各労働基準監督署、農協にお問い合わせみて下さい。</p>		

農業の相談

関係機関 ・相談窓口	電話番号	所在地等
<p>個人では労災保険に加入できないので、農協が事務組合又は特別加入団体となっていない場合は、できるだけ15人以上の加入者をまとめて、団体を作る必要があります。農協が地区を一円とする労災保険加入団体を設置するか、農協の部会を特別加入団体として承認を求めるかを選択することとなります。</p>		